平成３０年　　月　　日

　保　護　者　　様

小郡市教育委員会

小郡市立　　　学校

**平成３０年度就学援助制度についてのお知らせ**

　小郡市では、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うために「就学援助制度」を設けています。

　就学援助制度は、年度ごとに申請が必要です。平成２９年度に援助を受けていた方も、引き続き希望される場合は、申請を行ってください。

　なお、小・中学校の１年生で、１月に認定を受けた方は、再度申請する必要はありませんが、小２～小６、中２～中３の兄弟姉妹がいる場合には、兄弟姉妹分の申請を行ってください。

**【就学援助の対象となる世帯】**

　○市民税が非課税の世帯　　　○国民年金や国民健康保険の保険料が免除されている世帯

　○児童扶養手当の受給世帯　　○その他、経済的理由で生活保護に準じる程度に困窮している世帯

　　※下記の表は平成２９年度の収入の目安です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世　帯　構　成  （　モ　デ　ル　） | 世帯収入の目安  （持家の場合） | 世帯収入の目安  （借家の場合） |
| ２人世帯　（母３７歳、中１３歳） | ２，３２０，０００円 | ２，９６４，０００円 |
| ３人世帯　（父３５歳、母３５歳、小７歳） | ２，６７０，０００円 | ３，３５４，０００円 |
| ４人世帯　（父５０歳、母３９歳、中１４歳、小１０歳） | ３，５４０，０００円 | ４，２１２，０００円 |
| ５人世帯　（父３８歳、母３６歳、小１０歳、小８歳、小７歳） | ４，０８０，０００円 | ４，７５８，０００円 |
| ６人世帯　（祖父７５歳、父４８歳、母４２歳、中１４歳、中１３歳、小１１歳） | ４，５９０，０００円 | ５，３０４，０００円 |

　　　・金額は、社会保険料・生命保険料・地震保険料・市民税額控除後のものです。

　　　・金額は、あくまで目安であり、家族構成（人数・年齢）等によって大幅に異なる場合があります。

**【援助内容】（奨学金と違い、将来返還する必要はありません）**

　給食費、学用品費、入学準備金、修学旅行費、医療費（※） など

※医療費は、学校保健安全法で定める以下の疾病が対象です。

①トラコーマ、②結膜炎、③白癬（たむし、しらくも、水虫）、④疥癬（伝染の皮膚疾患）、⑤濃痂疹（とびひ）、⑥中耳炎、

⑦慢性副鼻腔炎、⑧アデノイド、⑨う歯、⑩寄生虫病（虫卵保有を含む）

**【申請に必要な書類】**

①就学援助申請書　　②委任状兼同意書

※平成２９年１月２日以降に市外から転入された世帯員については、平成２９年度の課税所得証明書など（収入・社会保険料・生命保険料・地震保険料・市民税額が記載されている証明書）の提出が必要です。

※年度途中（６月１日以降）に申請される場合、平成３０年１月２日以降に市外から転入された世帯員については、平成

３０年度の課税所得証明書などが必要です。

**【申請方法】**

　担任または事務に申請書類を請求し、平成３０年　　月　　日（　　）までに提出してください。

　※小郡市教育委員会教務課に直接申請することもできます。

**【認定結果について】**

　認定結果は、６月中旬頃にお知らせします。

**【支給方法について】**

　就学援助費は、７月・１２月・３月に校納金振替口座に振り込みます。

**【問い合わせ先】**

小郡市教育委員会 教務課 教務係（担当：佐藤）　ＴＥＬ：０９４２－７２－２１１１

小郡市立○○○学校（担当：○○）　　　　　　　ＴＥＬ：０９４２－○○－○○○○